

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生緊急整備地域として定められている川崎駅周辺地域等三地域の区域を拡大等すること

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)